



Title	観心寺如意輪観音坐像の宝冠について
Author(s)	浦, 詩葉
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2026, 12, p. 29-32
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106315
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

観心寺如意輪観音坐像の宝冠について

日本東洋美術史 博士前期課程 1 年

浦 詩葉

はじめに

本論は、観心寺本尊如意輪観音坐像(以下、本像)の宝冠と本体の像容に装飾における意匠の齟齬が見られるのは何故かという問題を取り扱う。

まず、宝冠と本体の装飾具の意匠を比較検討し、宝冠と本体の制作時期が異なることを指摘し、次に本像宝冠(以下、本宝冠)が十一世紀末から見られるようになる透彫雲文光背と意匠・技巧的側面において顕著な類似を示すことを指摘する。以上により、本宝冠の制作時期が早くとも十一世紀末であること(即ち、本宝冠の制作時期が九世紀中葉とされる本像本体の制作時期と乖離していること)を示し、以って本宝冠と本体の意匠における齟齬が制作時期の相違に起因することを結論する。

第1章 本像の像容

本像の概容を述べ、本宝冠と本体の間に意匠的齟齬があることを指摘する。

1-1 本体の像容

カヤ一木造りの乾漆仕上げである。右膝を立てた六臂の坐像で、宝髻を含む頭部・身体・各手腕の上膊・膝の大部分を一材から彫成する。仕上げに彩色を行って截金の文様が入る。金銅薄板製の臂釧・腕釧を各腕に付ける。

このような本体の像容は、六臂如意輪観音の像容を詳細に説く経軌¹にほぼ則っていることに留意が必要である。このことは、経軌に厳密に則って九世紀前半に制作されたと考えられている高雄曼荼羅に描かれた如意輪観音像と本像本体の像容が細かい点におけるまでほぼ一致していることによっても示されている。

1-2 本宝冠の意匠

宝冠はヒノキの堅一材を継ぎ目なく割り抜いたもので、本体とは別材による製作である。本宝冠に施された透彫は、蕨手状の雲頭を上に向け長く波状にうねる雲尾が下に向かう涌雲文を立体的かつ重層的に組み合わせたものである。

本宝冠にあしらわれた装飾に関しては、表面を扁平にした方形の連珠文の帯が冠の基部を取り巻いている。また、大きな扁平円形の花芯を二重円で囲んだ外周に花卉を配する花飾が等間隔で四つ基部の連珠文帯に彫り出されてあしらわれている。更に、半球状の花芯の周りに四枚の花卉を持つ金銅薄板製花飾が基部の左右真横と真後ろに銅線によって取り付けられている。

¹ 『観自在如意輪菩薩瑜伽法要』(唐代金剛智譯、大正藏二〇、二一一頁)

1-3本宝冠の意匠に関する特異性

本宝冠の顕著な特異点は、通常の観音菩薩の宝冠であれば有すべき化仏が顕されていない点である。しかしながら、高雄曼荼羅中の六臂如意輪観音像の宝冠にははっきりと化仏が顕されているのである。つまり、宝冠に関しては本像は経軌から逸脱し、通常の六臂如意輪観音とは異なった像容を表していることになる。

一方、九世紀後半に請来された『七星如意輪秘密要経』²には、通常の六臂如意輪観音菩薩とは幾分性格を異にする**七星如意輪菩薩**という尊格が説かれていて、通常の如意輪観音とは違い北斗七星を御し全天を統べる性質を具すという。また、七星如意輪菩薩の像容に関しては、恵運が承和十四年（847）に請来した七星如意輪曼荼羅図の寫本である奈良博蔵『諸観音図像』³や、最古の図像集と考えられている平安末期の『図像抄』⁴に見ることができるが、それらの宝冠には化仏が顕されていない。

これらのことから、本宝冠には七星如意輪菩薩の宝冠であると見做すべき図像学的特徴が表れているのに対し、本像本軀は通常の六臂如意輪観音菩薩の図像学的特徴を有していると結論できるだろう。本論の目的は、このような像容における齟齬がなぜ本像に生じたのかを解明することである。

第2章 先行研究検討

そもそも、本宝冠は本軀と同時期に制作されたのであろうか。本像の詳細かつ包括的な考察を行っている『日本彫刻史基礎資料集成 平安時代 重要作品篇三』（以下、『資料集三』）は、本宝冠が当初からのものであるのか後補であるのかを明確にしていない。また、それ以降公表された本像に関する諸論考においても、本宝冠の制作年に関して具体的論拠を挙げて論じたものは皆無であった。しかし、三橋由吾氏は近年の論考において、本像が九世紀中葉の制作当初からそもそも七星如意輪菩薩として制作されたものであると論じ、その論拠として本宝冠に化仏が顕されていないことを挙げている。

この論の成立には本宝冠が本軀と同時期に制作されたことが前提となるが、883年勘録の『観心寺資財帳』には七星如意輪に関連する記述が一切無く、宝冠に化仏の無い七星如意輪菩薩の像容を示す「七星如意輪曼荼羅」の請来が九世紀後半であったことから、化仏の無い本宝冠が本像本軀の制作時（九世紀中葉）に存在していたとは考えにくい。また、三橋氏の論考には本宝冠が本軀と同時期の制作であることを示す具体的な根拠の提示は無く、本像本軀の像容がなぜ七星如意輪菩薩ではなく通常の六臂如意輪観音と一致しているのかという問いに答えることが出来ない。

しかし、本宝冠が本軀と同時期の制作ではなく、元々通常の六臂如意輪観音菩薩として制作された本像への信仰が時間経過によって七星如意輪菩薩に対するものへと変化

² 唐代不空譯、大正藏二〇、二二四頁

³ 奥書に清水寺別当を務めた定深が承暦二年に恵運請来図から寫したことが記されている

⁴ 十二世紀中頃の仁和寺僧恵什の撰と推定される

し、その時期に宝冠がその信仰変化を示すために制作されたのだと考えれば、本論が問題にしている本宝冠と本鉢の意匠における齟齬をうまく説明できるのではないだろうか。では、本宝冠の制作時期が本鉢の制作時期と相違していることを示す具体的根拠はあるだろうか。以下では、本宝冠と本鉢の制作時期の乖離を示唆する論拠を挙げる。

第3章 考察

本宝冠の制作が本鉢の制作と同時期ではないということを示す具体的な根拠として、まずは、本宝冠に施されている連珠文と花飾の意匠が、本鉢にその制作当初から付随する装身具に施されている連珠文と花飾の意匠と齟齬があることを指摘する。

3-1 連珠文と花飾の意匠の比較検討

本宝冠の基部に施された連珠文を見てみると、正方形に近い方形を表し且つ表面が平らになった扁平の連珠文であることが判る。一方、『資料集成三』が本像制作当初からのものであるとする右第一手の臂釧と腕釧の帯に施されている意匠は、円形で表面が半球状に盛り上がった意匠の連珠文である。つまり、本宝冠基部に施されている連珠文の意匠と本像制作当初から本鉢に付随する装身具に施されている連珠文の意匠に齟齬が生じているということになる。

さらに、本宝冠の基部に彫り出しによってあしらわれている花飾を見てみると、そのいずれもが花蓋の中心に大きな扁平円形の花芯を作り、それを二重円で囲んだ外周に十数枚の花弁をあしらった意匠を持つことが判る。一方、『資料集成三』が本像制作当初からのものであるとする右第一手の臂釧や左第三手の腕釧にあしらわれている花飾の意匠は、花蓋の中心に小さく丸い核で花芯を作り、それを四つの扇型花弁がとり囲み、その外周に十数枚の花弁を施したものである。つまり、本宝冠基部にあしらわれている花飾の意匠と像制作当初から本鉢に付随する装身具にあしらわれている花飾の意匠にも齟齬が生じているということになる。

宝冠などの頭飾と臂釧・腕釧や胸飾といった鉢部付随の装身具の双方に、連珠文／花飾があしらわれている平安期の現存例はそれほど多くはない。しかし、それら遺例の観察調査から、当初からの頭飾と鉢部装飾を共に有する作例においては双方の装飾具に施された連珠文／花飾が同一の意匠になっていないものがほとんどで見当たらないということが判明する。このことから、本宝冠と本鉢に見られる連珠文の意匠および、本宝冠と本鉢に見られる花飾の意匠の齟齬は、本宝冠と本鉢の制作時期が乖離していることを示唆していると言えるだろう。

以上より、本像に見られる意匠の観察から、本宝冠の制作時期を本鉢の制作時期と同一とすることは難しい、則ちそれらの制作時期が乖離していると言えるだろう。

3-2 透彫涌雲文の比較検討

本宝冠が木製であり本鉢と別木によって作られている点に着目すると、八世紀末～十

世紀後半までの時期には、像本体と別製の木製宝冠を持つ現存遺例は非常に稀であることが判る。よって、本宝冠を他の像の宝冠と比較検討を行うことは難しい。

本宝冠に施された雲文に着目すれば、蕨手状の雲頭を上に向け長く波状にうねる雲尾が下に向かう**涌雲文**を重層的に組み合わせたものであることが判る。仏像仏具装飾の文様としての涌雲文（あるいは流雲文）は、本邦において制作されたものに限っても飛鳥時代から仏像光背に多く用いられている文様である。しかし、以前から指摘されているように⁵、九世紀前半以降になると涌／流雲文を有する光背はほとんど姿を消す。しかし、十一世紀中葉に涌／流雲文は飛天光という形式を伴って仏師定朝により光背の意匠として復活される⁶。更に、遺例光背の観察調査からは、透彫による涌／流雲文を有する光背は十一世紀末になって初めて現われることが指摘されている⁷。上述のように本宝冠が本体制作の九世紀中葉より後に制作されたものであり、透彫による涌雲文を有する意匠が十一世紀末になって初めて登場するものであるとすれば、本宝冠の制作時期は早くとも十一世紀末であると結論できるだろう。

おわりに

本論では観心寺如意輪観音坐像の宝冠を取り上げ、その意匠に関する検討からその制作時期が像本体の制作の九世紀中葉より後世に制作されたこと、及びその制作時期が早くとも十一世紀末であることを論じた。これにより、本宝冠と本体の意匠になぜ齟齬が生じているのかという問題に対して可能な答えの一つを提出した。しかし、なぜそのような時期にそのような意匠の特徴を持つ宝冠を制作し本像に戴かせたかという制作背景に関する考察が必要であり、それを追究することが今後の課題である。

⁵ 石田茂作「佛像光背の變遷」（『考古学雑誌』三〇（二）、一九四〇）、井上正「飛鳥文様の一系列について」（『美術史』二四、一九五七）、および井上正「和様彫刻の世界」（土門拳『日本の彫刻三 平安後期・鎌倉』美術出版社、一九八〇）等

⁶ 皿井舞「平安時代中期における光背意匠の転換」（『美術史』一五二、二〇〇二）、および倉田文作「平等院鳳凰堂本尊像の光背」（『Museum』二四三、一九七一）

⁷ 伊東史朗「院政期仏像彫刻史序説」（京都国立博物館（編）『院政期の仏像一定朝から運慶へ』（岩波書店、一九九二））および、井上正「法金剛院阿弥陀如来像について」（『国華』九四一、一九七一）